

訪問ヘルパーがいなくなる

「老いて身の回りのことができなくなったら、ヘルパーさんに来てもらおう」、多くの人がそう思っているだろう。だが、その訪問介護ヘルパーが消えようとしている。ヘルパーの4人にひとりが65才以上、有効求人倍率14.92倍、職員不足に悩む事業所が8割、コロナ禍で高齢ヘルパーの離職は相次ぎ、2020年には閉鎖、倒産する事業所は過去最高となった。昨年、厚生労働省の担当者へのこの事態への対策を質問したら「コロナでの失業者が介護に移動してくる」とノンキなものだったが、現実にはそうはならなかった。リーマンショックの後にはそうしたことが実際に起きた。だが、景気が回復すると元の木阿弥、昨年夏には品川のハローワークでは介護関連職種が40倍を超える求人倍率になっている。

訪問介護のルールには奇妙なものが多い。生活援助（家事援助）は、高齢であれ、残業続きの働き盛りであれ、同居家族がいれば原則不可。おおむね1日1回以上の生活援助プランは自治体のチェックを受ける。身体介護の専門性は認めるが、家事はだれでもできるとして、生活援助を介護保険のサービスから切り離すことも始まり、多数回の生活援助（おおむね1日1回以上）のケアプランは自治体のチェックを受けるルールまである。利用者宅の調味料や掃除用具の場所、家事のこだわりをのみこみ、認知症がある人への対応もしながら短時間で仕事をこなす。誰でもできる仕事ではない。

コロナ禍中では、介護施設職員には適用された公費でのPCR検査やワクチンの優先接種から除外された。濃厚接触者や家族が在宅療養中でも訪問し、利用者のワクチン接種会場への同行は訪問介護の仕事だ。感染拡大の第6波時には、在宅療養の感染者宅への訪問介護も求められている。実際、わが法人の訪問介護ヘルパーも感染した利用者の濃厚接触者になって自宅隔離になっている。

訪問介護は介護サービスの中でもとりわけ労働環境は厳しい。酷暑でも雪が降っても、1日中自転車やバイクを飛ばして利用者宅を回る。移動や待機時間、キャンセル時の保障がない働き方のヘルパーが多く、藤原ルカさんたち3人のヘルパーがこの働き方を放置してきた国を相手取って訴訟を起こした。

岸田政権発足直後に介護職等の賃金アップが打ち出されたのは歓迎するが、9000円では焼け石に水。介護職全体が全職種平均より6～8万円低い業種なのだ。それも全職員が対象ではなく介護福祉士率や常勤率等の条件をクリアした事業所の職員のみ。今年10月までは公費で負担するが、その後は介護保険財源だというから介護保険料やサービス利用料に跳ね返る。1月12日に老人クラブ連合会が介護給付費分科会に提出した要望書によると介護保険が始まった2000年当時より年金の平均額は月額3万2千円下がったという。介護保険料も上がり続けて支払いの限界に近い。介護を社会保険にしたことで介護にかかる公費負担は格段に軽くなったのだから、人材難からの制度崩壊を防ぐための支出に納得は得られるだろう。

訪問介護のヘルパーが入ることで、勤労世代の介護離職を防ぎ、高齢者虐待の早期発見ができる。最近注目されているヤングケアラーだって、訪問ヘルパーが必要なだけ入ることができればずいぶん楽になる。介護サービスの受益者は要介護高齢者だけではないのだ。

団塊の世代が全員後期高齢者になる2025年まで3年を切った。人材確保は待ったなしだ。このままでは介護保険料を払い続けても、必要な介護サービスを受けられない、そんな事態が必ずやってくる。